

第 6 8 号議案

平成 2 8 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成 2 8 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正 則

提案理由

平成 2 8 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成 2 8 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項を定めようとするものである。

# 平成28年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部 入学者 選考 要 項

## 第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

## 第2 入学志願手続

### 1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成28年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

### 2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	40人

### 3 志願書類

#### (1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

#### (2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

#### (3) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

### 4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

### 5 志願書類提出期間

平成28年2月2日（火）から平成28年2月9日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後5時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜は受け付けない。）

## 6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。  
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

## 第3 入学者選考

### 1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手續及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。

### 2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

### 3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、平成28年2月19日（金）とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

### 4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

### 5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

## 第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成28年3月9日（水）午前9時に行うものとする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

## 第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

## 第6 二次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として二次募集を行うものとする。

# 平成28年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部訪問教育入学者選考要項

## 第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判断することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

## 第2 入学志願手続

### 1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部3年で訪問教育を受けていた者で、昭和55年3月以後卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者
- (2) 原則として特別支援学校中等部を昭和55年3月以後卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

### 2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	3人

### 3 志願書類

#### (1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

#### (2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

#### (3) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

- 4 入学選考料  
入学選考料は無料とする。
- 5 志願書類提出期間  
平成28年2月2日（火）から平成28年2月9日（火）までとする。  
受付時間は、午前9時から午後5時（受付締切日は正午）までとする。  
（ただし、土曜・日曜は受け付けない。）
- 6 志願書類等の受付  
久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。  
なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

### 第3 入学者選考

- 1 検査内容  
学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 2 検査期日・日程
  - (1) 検査期日は、平成28年2月15日（月）から平成28年2月19日（金）の期間内で久留米特別支援学校長が定めるものとする。
  - (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 3 検査場等
  - (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。
  - (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- 4 選考の方法
  - (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
  - (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
  - (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により入学者を決定するものとする。

### 第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成28年3月9日（水）午前9時に行うものとする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

### 第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

## 学校教育法施行令（抜粋）

### 第 2 章 視覚障害者等の障害の程度

第 2 2 条の 3 法第 7 5 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。  
2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

第 6 9 号議案

平成 2 8 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針に  
ついて

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6  
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定に基づき、平成 2 8 年度久留米市立高等  
学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

平成 2 8 年度

人 事 異 動 方 針

— 久留米市立高等学校教職員 —

久留米市教育委員会



## 平成28年度人事異動方針

### －久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

# 平成28年度人事異動取扱要綱

## － 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

### 1 異動等について

#### (1) 教職員の意欲と能力の活用

- ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。
- イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。
- ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

#### (2) 人事異動対象者の条件

同一校10年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。  
なお、同一校の勤務が10年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

#### (3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第252条の17の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

#### (4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

- ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。
- イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

### 2 昇任・降任及び採用について

#### (1) 校長・教頭の任用について

- ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、若い人材及び女性の登用を積極的に図る。
- イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

#### (2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

- ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。また、女性の積極的登用を図る。

イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、平成28年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

**三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

**四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

第 7 0 号議案

平成 2 8 年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員  
人事異動方針について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6  
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定に基づき、平成 2 8 年度久留米市立小・  
中・特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

平成28年度

# 人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

# 人事異動方針

## －久留米市立小・中・特別支援学校－

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、平成28年度県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 変化の激しい時代の中で学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を促進し、子どもに「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康と体力）を育成するために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 確かな学力の向上、人権・同和教育、生徒指導等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

# 平成 28 年度人事異動取扱要綱

## －久留米市立小・中・特別支援学校－

### 1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、平成 28 年度の県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校 6 年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 新規採用者及び他市郡・他府県転入者で、同一校のみ 3 年以上の勤続者は、原則として、北筑後教育事務所管内他市町村（市内 3 地区間を含む）への異動の対象者とする。
- (3) 同一校 10 年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

### 2 人事異動地区における学校選択の方法について

#### (1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校 3 地区、中学校 3 地区、久留米特別支援学校 1 地区）を東部、中部、南部地区の 3 地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を 4 校選択すること。

#### ① 教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	① 4 校を選択すること。 ② 3 地区から各 1 校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他 3 校を 3 地区から各 1 校選択すること。
中学校	① 4 校を選択すること。 ② 3 地区から各 1 校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他 3 校を 3 地区から各 1 校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

#### ② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法



全市立義務校64校から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、 弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、 山本小、善導寺小
中部地区 (15校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、 南薫小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、 御井小、山川小
南部地区 (15校)	荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、 城島小、下田小、江上小、青木小、浮島小、西牟田小、犬塚小、 三瀨小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀨中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

- ※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。
- ※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望の有無にかかわらず1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

**三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

**四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

第 7 1 号議案

久留米市立学校の主任等の任命について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

主任等の死亡に伴い、後任の主任等を任命しようとするものである。

久留米市立学校の主任等の任命について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）

第15条第4項の規定により、下記の者を久留米市立学校の主任等に任命する。

記

学 校 名	主任等の別	氏 名	発令年月日	任期
久留米特別 支援学校	高等部主事	豊福 敬次	平成27年 12月1日	平成27年12月1日 ～ 平成28年3月31日

主任等新旧対照表

学校名	主任等の別	旧		新	
		職名	氏 名	職名	氏 名
久留米特別支援	高等部主事	教諭	良永 恵一	教諭	豊福 敬次

○久留米市立小中学校等管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第15条 次の各号に掲げる学校には、特別の事情がある場合を除き、当該各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校 (略)
- (2) 中学校 (略)
- (3) 特別支援学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
小学部主事	校長の監督を受け、当該部に関する校務をつかさどる。
中学部主事	
高等部主事	
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

- 2 学校においては、前項に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、その主任等を置かないことができる。
- 4 第1項に規定する主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
- 5 前項の規定にかかわらず、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、司書教諭は当該学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する  
点検及び評価報告書（案）（平成26年度分）について

1 報告書(案)の概要

項 目	内 容
第1 はじめに(p. 1-2) 第2 点検及び評価の実施 手法 (p. 3)	地教行法の改正に伴う総合教育会議、教育に関する大綱、新教育長の設置について記載した。 また、点検及び評価についての基本的な考え方を記載した。
第3 教育委員会の権限に属 する事務の状況(p. 3-9)	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項に加え、26年度から新たに設けた協議事項の内容などを記載した。
第4 教育長及び教育委員会 事務局に委任された事 務の状況 (p. 10-92) 第5 今後の方向性(p. 93-95)	教育行政の具体的な事務の執行状況について、平成26年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載した。 なお、施策ごとに以下のような構成としている。
<p><b>【報告書の構成】</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">施策ごと</div> <div style="border-left: 2px solid black; padding-left: 10px;"> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取組の概要</p> ↓  <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">平成26年度に実施した事業の概要</p> ↓  <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">重点事業シート</p> ↓  <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">その他の事業(一覧表)</p> </div> </div>	
第6 点検・評価に関する学識 経験者からの意見	学識経験者の意見を掲載する。 (議案提出時に追加)
参考資料	平成26年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載する。 (議案提出時に追加)

## 2 意見を徴取する学識経験者

氏名	現在の役職等	備考
いのうえ とよひさ 井上 豊久 氏	福岡教育大学 教授	平成24年度から4回目の依頼 福岡市及び北九州市等の点検・評価報告書に対する有識者意見の実績
えがしら りえ 江頭 理江 氏	福岡教育大学 教授 福岡教育大学附属久留米中学校校長	平成25年度から3回目の依頼

### 《参考：過去意見を徴取した学識経験者》

年度	学校教育分野	社会教育分野
H26	江頭 理恵（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H25	江頭 理恵（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H24	飯田 慎司（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H23	飯田 慎司（福岡教育大学教授）	厨 義弘（福岡教育大学名誉教授）
H22	櫻井 孝俊（福岡教育大学教授）	厨 義弘（福岡教育大学名誉教授）
H21	櫻井 孝俊（福岡教育大学教授）	
H20	寺尾 慎一（福岡教育大学教授）	

## 3 今後のスケジュール

- 12月初旬 . . . . . 学識経験者からの意見書の徴取
- 12月25日（定例会） . . . . . 教育委員会議決（予定）、議会報告



## 教育委員会後援事業等に関する報告

H27.10.16からH27.11.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成28年3月11日(金)・12日(土) 10時00分～17時00分	お仕事スタジアム2016	学校法人 麻生塾 麻生健	福岡国際会議場	後援	学校教育課
2	平成28年3月19日(土)～平成28年4月5日(火)合計6回	2016春小・中学生「English CAM Pin能古島」「Spring Camp in能古島」	能古島青少年育成協会	福岡市西区能古(能古島)島内及びのこのしまアイランドパーク内	後援	学校教育課
3	平成28年5月14日(土)・平成28年5月15日(日)	2016春 国際協力 フェスティバルin能古島	能古島青少年育成協会	のこのしまアイランドパーク	後援	学校教育課
4	平成27年11月29日(日) 13時00分～17時00分	邪馬台国全国大会in福岡	邪馬台国全国大会in福岡実行委員会、ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会、福岡県、福岡県教育委員会、福岡県文化団体連合会、久留米連合文化会	石橋文化センター・共同ホール	後援★	文化財保護課
5	平成28年2月9日(火)・10日(水)8時45分～16時40分	平成27年度福岡教育大学附属久留米小学校 研究発表会	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学附属久留米小学校	後援	学校教育課
6	平成27年10月31日	ほとめきハロウィンパーティー	ほとめきイベント実行委員会	一番街、ベルモール商店街、駅前商店街	後援	生涯学習推進課
7	平成27年11月7日	2015年非核と平和のつどいin福岡	『2015年 非核と平和のつどいin福岡』実行委員会	日本聖公会・九州地区 福岡パウロ協会(福岡市中央区)	後援	生涯学習推進課
8	平成27年11月7日、8日	アーティスト&伝統職人とつくる“秋色のおくりもの”	くるめ職人サミット	sora-iro広場(岩田屋久留米店屋上)	後援★	生涯学習推進課
9	平成27年11月12日	平成27年度 久留米地区私立幼稚園PTA連合会研修会	筑後・久留米地区私立幼稚園PTA連合会	ホテルマリターレ創世	後援	生涯学習推進課
10	平成27年11月14日	第6回あきない祭	あきない祭実行委員会	あきない通り(中央通り・問屋街)	後援	生涯学習推進課
11	平成27年11月15日	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	サンライフ久留米	後援	生涯学習推進課
12	平成27年11月29日	おはなしポケット	おはなしポケット	高良内子どもと高齢者の交流施設「ふれあい2000」	後援	生涯学習推進課

## 教育委員会後援事業等に関する報告

H27.10.16からH27.11.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	平成27年12月5日	H27年度久留米市障害者問題啓発事業 地域障害者就労支援セミナー2015	特定非営利活動法人 SNet くるめ	久留米リサーチセンタービル 2階	後援	生涯学習推進課
14	平成27年12月23日	冬休み♪子どもデー	YYくらぶ・久留米	久留米市市民活動サポートセンターみんくる	後援	生涯学習推進課
15	平成27年12月27日	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	サンライフ久留米	後援	生涯学習推進課
16	平成28年2月2日	歌の会(新春定例会)	父祖の歌をなぞる市民の会	くるめりあ六つ門 3階パーティールーム	後援	生涯学習推進課
17	平成28年3月8日	久留米市民会館おもひで・さよなら公演	久留米市民会館おもひで・さよなら実行委員会	久留米市民会館 全館	後援★	生涯学習推進課
18	平成28年4月3日	ぬいぐるみ人形劇「雨の贈り物」	筑後地区カッパ友の会	おりなす八女	後援	生涯学習推進課
19	平成28年4月3日	明善高等学校 管弦楽部 第44回定期演奏会	福岡県立明善高等学校	久留米石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
20	平成28年4月17日、5月15日、6月19日、7月17日、8月21日、9月18日、10月16日、11月20日、12月18日、平成29年1月22日、2月19日、3月19日	実践的カウンセリング講座(基礎)	NPO法人おせっかい 工房咲風里	久留米市民活動センターみんくる	後援	生涯学習推進課
21	平成28年6月19日	スロバキア国立オペラ2016 久留米公演	筑後スロバキア・オペラ交流の会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課

## 平成27年度 久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

平成27年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日が下記のとおり決定いたしましたので報告いたします。

### 記

月	日	曜	学校名等
3	1	火	南筑高等学校
3	1	火	三井中央高等学校
3	3	木	久留米商業高等学校
3	4	金	久留米特別支援学校（高等部）
3	10	木	久留米特別支援学校（小学部・中学部）
3	11	金	中学校
3	17	木	小学校



東都名所  
芝赤羽根  
水天宮

横主魚

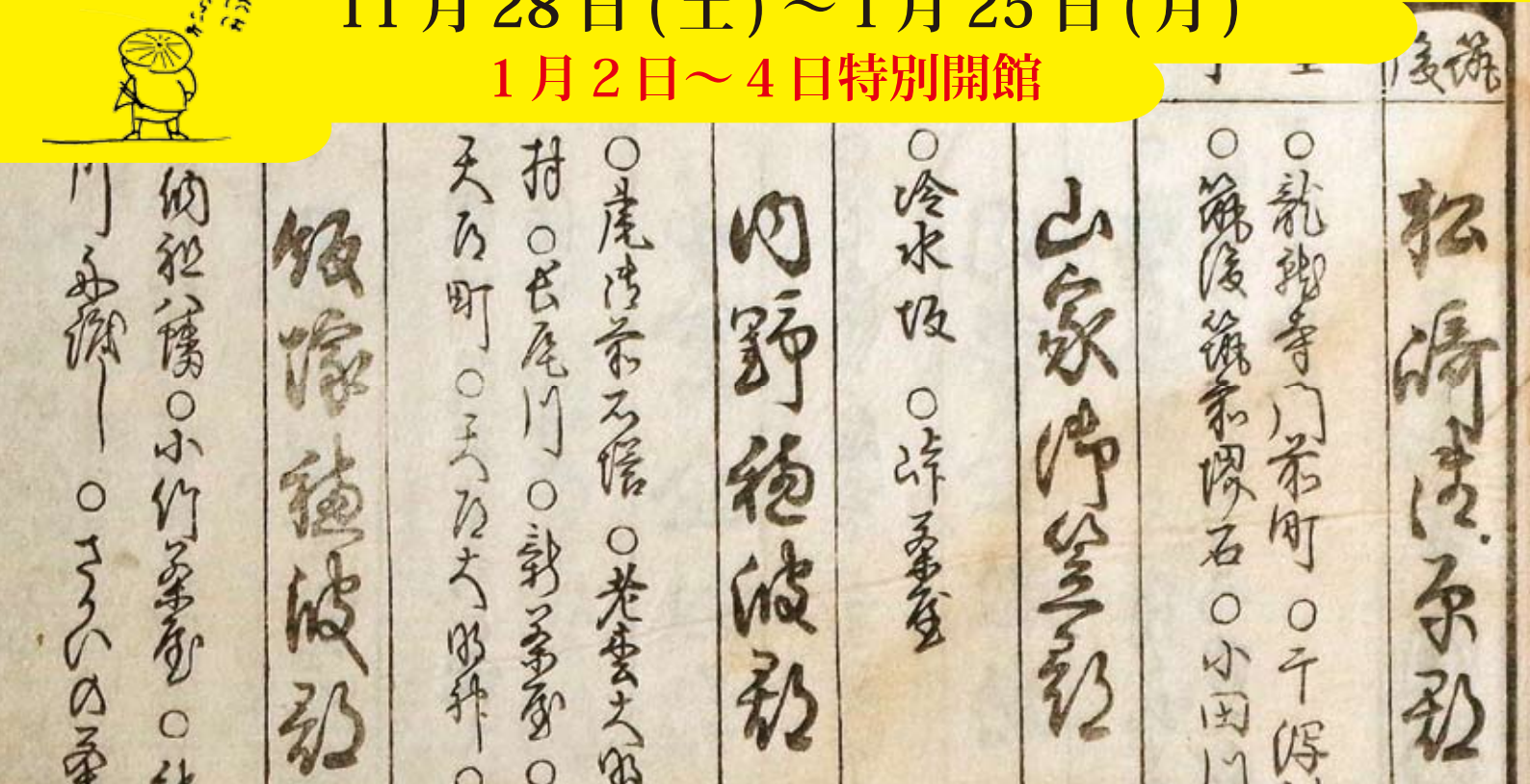
# 久留米藩の参勤交代

2015年

2016年

11月28日(土)～1月25日(月)

1月2日～4日特別開館



上《東都名所 芝・赤羽根・水天宮》

下《道中案内》

(久留米市教育委員会所蔵)

有馬記念館

## 情け有馬の水天宮



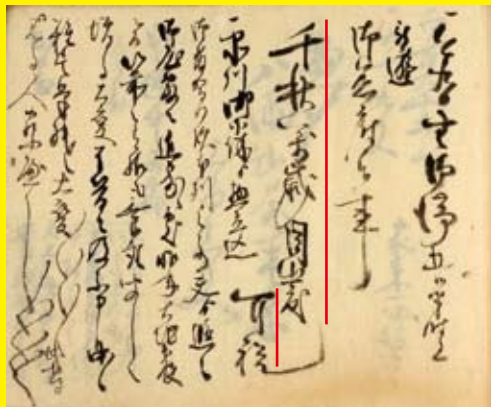
### 《東都名所 芝・赤羽根・水天宮》

江戸上屋敷には、久留米の水天宮が分祀され、多くの参拝者を集めた。中央に紅白ののぼりが見える。

## 江戸に到着、千秋万歳！

### 《道中日記》

藩主有馬頼徳の参勤に初めて同行した藩士の日記。江戸に着いた日には「千秋万歳、目出たく悦ぶべし」と筆も力強く喜びを表している。



## 越すに越されぬ大井川



### 《大井川の渡し》

江戸時代、大井川（現静岡県）には橋が架けられず、肩車や台、馬に乗って渡らなければならなかった。水かさが高くなるほど、渡しの人夫賃も高くなり、人の脇を越えると「川留」といって、通行禁止になった。増水した川の水が引くまで、何日も待たされることがあった。

\*掲載資料はすべて久留米市教育委員会所蔵

リニューアル5周年記念 企画展第3弾

## 久留米藩の参勤交代

江戸時代、武家の頂点に立つ徳川将軍は、全国数多の大名と主従関係を確立し、その大名家を統率していくために、「参勤交代」という制度をつくりました。

大名は、妻子を江戸に置き、定期的に江戸と国元（領地）を行き来する生活を送りました。大名の移動は、多くの家来を伴い、武具や生活用品などを持ち運ぶ大行列になりました。家来たちも、宿泊場所や交通手段の手配に奔走しました。

本展では、参勤交代のきまりを記した古文書、江戸藩邸を描いた地図や絵画、藩士の道中日記を展示して、久留米藩の参勤交代を紹介します。



## 本日は、殿がお休みになります

### 《宿札》

大名が休泊する宿の門や入り口にかかげられた板。「有馬中務大輔休」と記し、久留米藩主が休憩することを知らせた。幅は約30cm、高さは約1mである。

## その手は桑名の焼きはまぐり？



### 《桑名の蛤の殻》

久留米藩士愛用の品。藩主のお供を参勤する途中、桑名宿（現三重県桑名市）で食事に出た蛤をめずらしく思い、貝殻を持ち帰ったと伝わる。

- ◆開館時間：午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ◆休館日：毎週火曜日  
ただし、年末年始12月28日(月)～1月1日(金・祝)は休館、1月2日(土)～4日(月)は特別開館。
- ◆入館料：高校生以上200円(150円) 小中学生100円(50円)  
※( )内は15名以上の団体料金  
※毎週土曜日は高校生以下無料  
※身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方及びその介護者については無料(受付でご提示ください)
- 上下階への移動には、車椅子対応のエレベーターがございます。
- 1階の多目的トイレは、車椅子でもご利用いただけます。

### 有馬記念館(久留米城跡)へのアクセス

- JR久留米駅から徒歩約15分
- 西鉄バス(系統番号8番)乗車「大学病院」下車、徒歩約3分
- 九州自動車道「久留米インター」から国道210号をJR久留米駅を目指して西進、車で約20分



## 公益財団法人有馬記念館保存会

〒830-0021 福岡県久留米市篠山町444 TEL/FAX 0942-39-8485  
http://www.arimakinenkan.or.jp

